

桐朋学園大学院大学における教職員の人材育成の方針

1. 人材育成の方針

桐朋学園大学院大学は、大学院設置基準等の関連法令に則り、本学の使命・目的の達成のため、規則を守り、業務上の指示・命令に従い、本学の振興発展に寄与するため、建学の精神に基づき相互に協力できる教職員を育成する。

教職員には次に掲げる能力を求め、その能力の獲得および向上、ならびに教職員としての多様な活動全般の改善等に資するため、組織的な FD・SD 活動を実施する。

2. 教職員に求める能力

- (1) 教職員は、建学の精神およびディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの3つの方針を理解すると共に、本学の定める規則・諸規程を遵守する者。
- (2) 教員は、大学院における教育を担当するにふさわしい教育上の能力があり、その向上に努める者。
- (3) 教員は、専門分野に関する優れた研究業績・研究能力を有し、その研究成果等を学生に教授する者。
- (4) 職員は、学校運営・教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、必要な知識・技能等を有し、その向上に努める者。
- (5) 教職員は、学生支援に対して進んで貢献する熱意がある者。
- (6) 教職員は、自らの役割および与えられた職務を積極的かつ適切に遂行し、教職協働により学校運営に寄与できる者。